

第105号議案

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月1日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

多摩市条例第 号

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

多摩市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年多摩市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「下水道事業管理者」を「下水道事業の管理者の権限を行う多摩市長」に改める。

第5条第2項第1号中「同じ。）」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方（当該職員と日常生活において協力して継続的な共同生活を行うことについて多摩市長が定めるところにより宣誓をした者又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度若しくはこれと同等のものと管理者が認める地方公共団体の制度による証明を受けた当該職員の相手方であって、同居し、かつ、生計を一にしているものをいう。以下同じ。）」を加える。

第17条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第4条第1項の改正規定は、同年4月1日から施行する。